

令和 3 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和 2 年 6 月

関東地方知事会

令和2年6月15日に関東地方知事会において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和2年6月

関東地方知事会

会 長 神奈川 県 知 事 黒 岩 祐 治

会長印

東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

茨 城 県 知 事 大 井 川 和 彦

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

群 馬 県 知 事 山 本 一 太

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

千 葉 県 知 事 森 田 健 作

山 梨 県 知 事 長 崎 幸 太 郎

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

長 野 県 知 事 阿 部 守 一

目 次

1	地方分権改革の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	感染症対策の充実強化について	・ ・ ・ ・ ・ 17
3	医師確保対策について	・ ・ ・ ・ ・ 21
4	検疫条件の設定等による輸出環境の整備について	・ ・ ・ ・ ・ 23
5	食品ロス対策について	・ ・ ・ ・ ・ 25
6	ASF、CSF対策の着実な推進について	・ ・ ・ ・ ・ 26
7	CSFワクチン接種体制の見直しについて	・ ・ ・ ・ ・ 29
8	被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設について	・ ・ ・ ・ ・ 30
9	子ども家庭福祉に関する専門職等の養成に取り組む自治体への 財政支援について	・ ・ ・ ・ ・ 31
10	地震・風水害対策等の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 33
11	令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風等からの復旧・ 復興に向けた支援等について	・ ・ ・ ・ ・ 41
12	道路網の整備促進等について	・ ・ ・ ・ ・ 43

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。さらに、地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を

講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

特に、地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、求人情報の提供には一定の改善がなされたものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。

ハローワークの地方移管については、これで最終決着とせず、新たな雇用対策の仕組みの成果や課題を検証し、全面移管を実現すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

加えて、近年、法令上は努力義務規定や任意規定であるものの、国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件となっていて、事実上策定せざるを得ない計画が増えていることから、地方自治体が既に策定している各種計画に当該法令の趣旨に沿う記載があれば新たな計画策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重すること。

3 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが約9割であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」とされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、全国から寄せられた提案総数301件のうち、約3割が提案対象外等として扱われており、そのうち、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されたものが約9割となっている。加えて、本来の提案の趣旨が税制

改正を求めるものではなかったにも関わらず、要項上「国・地方の税財源配分や税制改正」に関することが提案の対象外であることを理由として、提案自体が認められないケースもあった。

については、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、地方がより活用しやすい制度となるよう、税財源に関することも提案の対象とすることや、一律に具体的な支障事例を求めないなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。加えて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」とされている提案についても政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第10次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」があることを理由に、国自らによる権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の検討をしないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

4 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、

地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、「地方創生特区」を含む国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

5 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

6 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

II 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

2 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。政府は、令和元年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定し、地方創生の動きをさらに加速させていくこととしており、地方創生のさらなる深化に向け、地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する

支援を拡充・継続すること。

令和2年度地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が確保され、「地方創生推進交付金」も前年度同額の1,000億円が確保されるとともに、Society5.0を推進するための支援の枠組みの新設、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化などの運用の見直しが図られたところである。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

なお、地方創生拠点整備交付金については、令和元年度補正予算で600億円が確保され、令和2年度当初予算で30億円が確保された。しかし、当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和など、更なる弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

また、令和2年度地方財政計画においては、新たに「地域社会再生事業費」が創設され、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）に係る地方財政措置等が講じられることとされたが、今後の具体的な運用に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講ずること。

3 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大す

ることが見込まれる中、令和元年10月に消費税率の10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体において、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を

図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

なお、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約し、平成30年度から実施した財政支援の拡充については、国と地方との信頼関係を損なうことのないよう、国の責任において確実にを行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能を維持することを基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

4 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

令和2年度与党税制改正大綱においては、自動車関係諸税について、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたが、検討に当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

5 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和2年度税制改正では、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで

増額することとされたが、事業の実施及び税の徴収にあたり、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、都道府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないように適切に調整すること。

さらに、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された用途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めること。

6 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

7 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う場合には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、分割基準の在り方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

8 法人事業税における収入金額課税の堅持

令和2年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、発電事業及び小売事業全体の2割程度を見直すこととし、資本金1億円超の法人にあっては付加価値割及び資本割を、資本金1億円以下の法人にあっては所得割を組み入れる

こととされた。

また、令和2年度与党税制改正大綱においては、ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」こととされ、収入金額課税制度の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設を有するなど、多大な行政サービスを受益していること、電気供給業、ガス供給業ともに、小売全面自由化後においても競争圧力が十分に存在するとは認められないこと等を踏まえ、同制度を堅持すること。

9 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正において、国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が行う公式練習並びに東京オリンピックを含む国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が行う当該競技及び公式練習に係る非課税措置を新たに講じた上で、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の

当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

10 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

11 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、相次ぐ災害への対応や防災力の強化、地方創生の推進、高齢化への対応や子ども子育て支援の充実、児童虐待防止対策などの行政需要の増加が引き続き見込まれていることから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策

誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

また、近年、地方の基金残高が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を行うべきとの議論がある。近年の財政調整基金の増加は、大規模災害や経済不況による税込減等不測の事態に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出削減や基金取崩し等により対応せざるを得ない。加えて、国の施策に基づく特定目的基金の増加などの「制度的な要因」も存在する。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金残高の状況を理由とした地方財源の削減は行わないこと。

令和2年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、前年度を上回る63.4兆円を確保した。また、地方交付税を16.6兆円確保するとともに、令和元年度に引き続き、折半対象財源不足が生じないこととなり、臨時財政対策債を対前年度0.1兆円減少させるとともに、令和2年度末残高見込みを0.5兆円縮減させた。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、国と地方の折半対象財源不足は解消されたが、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保

すること。

12 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、国庫負担金については、法令に基づいて地方自治体の実施しなければならない事務であって、国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くこと。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体の実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

13 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策

として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2 感染症対策の充実強化について

中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、瞬間に各地に広がり、WHOが「パンデミック宣言」を表明するなど、世界中で多くの死者や感染者を出す事態に陥っている。我が国においても、感染者の急増を受け、国は全国を対象に「緊急事態宣言」を行ったが、国民の一丸となった取組により、全地域で宣言が解除されるまでに至った。しかし、今後、外出自粛や休業要請を段階的に緩和していく中で、次なる感染拡大の波がいつ押し寄せてくるともせず、未だ予断を許さない状況にある。また、世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面しており、企業経営や雇用などへの深刻な影響の長期化も懸念される。

人々が自由に行き交うグローバル社会においては、このように新たな感染症が一たび発生すると、人々の生命・健康を脅かす人的被害のみならず、国民生活や経済活動など、国家レベルで様々な影響を及ぼすことが改めて明らかになった。

この間、国と地方自治体は、国内における感染拡大抑制に向けた各種措置を幅広く講じてきたが、今後も日々刻々と変化する状況に適切に対応するためには、国と地方自治体が連携を一層深め、地域の実情に応じた実効性ある対策を行うことが強く求められる。

来年には東京 2020 大会の開催があり、今後も社会のグローバル化の進展が見込まれる中、海外で流行する様々な感染症の国内侵入リスクへの備えとして、国内侵入防止対策や国内発生時の更なる対策強化が重要である。

こうしたことから、国においては、新型コロナウイルス感染症の早期終息に向け、引き続き総力を挙げて取り組むとともに、次なる感染の拡大や将来の新興感染症の発生など、新たな事態にも備えるため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

【全般的事項】

- 1 国は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を逐次把握・分析し、対策の効果検証等を継続的に行うとともに、発生段階に応じた対策を速やかに地方自治体等に示すこと。
- 2 今回の事態が社会全体に及ぼしている影響を鑑み、地方自治体の感染症対策の更なる強化に向けた取組に対して、必要な技術的・財政的支援を十分に行うこと。
特に、グローバル化の進展や、人口密集、企業や学校等の集積など、感染症のまん延リスクの高い大都市の特性を考慮した対策強化への支援を拡充すること。
- 3 実効性ある対策を速やかに行えるよう、国は地方自治体に対して、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。また、自治体による感染者情報の公表に関して、地域によって基本的な内容に差異が生じることがないように、国民の安全・安心の確保とプライバシーの保護、風評被害の防止等を十分に考慮し、統一的な公表基準等を示し、広く周知すること。
- 4 国民が正確な情報に基づき、適切な行動を取ることができるよう、最新の科学的知見に基づき分かりやすい情報提供を行うこと。
- 5 今後、新たな感染症等が発生した際に被害を最小限に抑えるための対策にも万全を期すこと。対策の検討に当たっては、地方自治体や医療機関など関係者から丁寧に意見を聴取すること。
- 6 新型インフルエンザ等対策特別措置法について
 - (1) 特措法施行令で定める対象施設や面積要件について、地方自治体が感染症の特性や地域の実情に応じた実効性のある措置を行うことができるよう、特措法等について必要な改正を行うこと。
 - (2) 全国一律ではなく、感染の動向や地域の特性を踏まえて、各都道府県知事が緊急事態措置を講じることができるよう柔軟な運用を行うこと。

- (3) 地方自治体が緊急事態宣言に伴う措置を円滑に実施できるよう、特措法第24条第4項に基づく総合調整を機動的に行うための協議の場を設置するなど体制を整備すること。

【個別事項】

- 7 検疫体制の強化や帰国者・入国者の健康観察のための一時滞在施設の確保を図るとともに、民間企業や大学等の活用などを含め、感染症サーベイランスや病原体等の検査体制の拡充を一層図ること。
- 8 新興感染症等のより確実な治療や予防を可能とするためには、安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発及び製品化が必要である。これらの早急な実用化に向けて、また、今後発生しうる感染症にも備えた恒久的なバックアップ体制を整えるために、基金を充実するなど、大胆かつ大規模な資金投入を行い、国を挙げて新薬の製品化を支援すること。加えて、検査法の開発を推進するとともに、医薬品、医療資器材の安定的な供給や患者の重症度に応じた医療提供体制の確保に向け、必要な対策や地方自治体及び医療機関への支援策を講じること。
- 9 地方自治体及び民間事業者による遺体の搬送、火葬のための体制整備を支援すること。
- 10 感染症の拡大防止にも繋がる、テレワークや時差出勤等の導入促進に向け、企業への支援を強力的に推し進めること。
- 11 感染症の拡大を防止するために、大規模イベント等の中止、延期等を主催者に要請する場合には、具体的な判断基準を示すとともに、特に民間事業者に対する事業活動継続のための支援について対策を講じること。
- 12 次なる感染の拡大に備え、地方自治体が学校の休業・再開・運営を合理的に判断できるよう具体的な基準を示すこと。また、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を実

現していくため、オンラインで学習するための1人1台端末や、通信料を含めた通信環境の整備等における補助事業の充実、継続支援を図ること。

3 医師確保対策について

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県に医師確保計画の策定を義務付け、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置が講じられ、都道府県は地域の実情を踏まえた医師の偏在対策に主体的に取り組むことと規定された。

国は、医師需給推計により2028年頃に医師総数は均衡するとしているが、医師の働き方改革による勤務時間数の短縮や女性医師数の増加、さらには医療の専門化及び高度化等、医師の勤務環境については先行きが不透明な状況にあることから、医師需給推計については、これらの状況をよく反映させた条件設定の下で再度検証を行っていく必要がある。

仮に、全国的な医師総数が充足したとしても、医師の勤務地・診療科の選択と地域医療の確保との調和を図るという構造的な問題の解決や、現場の実態を踏まえた医師確保が行われなければ、地域間の偏在や診療科間の偏在の解消などの医師不足の問題の解決には繋がらない。

また、今般の新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合に、人口が多く急激な感染拡大のおそれがある都市部や深刻な医師不足の状況にある地方においても医療現場を崩壊させることなく適切な医療を提供できるよう、医療従事者を養成・確保する必要がある。

については、医師不足の問題を解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師需給推計については、医師の勤務環境等の状況の変化に加え、新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制

整備についても考慮した上で、再度検証を行うこと。その上で、医師確保にあたっては、単に地域間の医師の奪い合いとならないよう、医師数全体の底上げを図ることとし、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、臨時定員を含む医学部定員を確保すること。また、医師不足が顕著な地域における医学部新設や既設医学部の定員増を可能とすることなど、地域の実情を踏まえた医師確保対策を充実させること。なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長することがないよう、設置者に対し適切な指導を行うこと。

- 2 専門医養成募集定員のシーリングや臨床研修制度の権限移譲等の地方への影響が大きい制度改正については、制度の本来の目的を踏まえつつ、地域や診療科の偏在の是正にも資するよう、医師法の規定及び趣旨に基づき事前に都道府県の意見を聞くこと等により、迅速かつ継続的な見直しを行うこと。
- 3 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、医師が少ない地域や過重な負担がかかる地域の拠点病院の勤務医、政策的ニーズの高い、あるいは高度な医療技術を必要とする医療分野に係る診療報酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブの設定、将来の医療需要を踏まえた診療科毎の定員や専門医養成定員の設定といった実効的な制度の創設など、国が医師偏在対策を主体的に検討するとともに、地域医療介護総合確保基金の充実など、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を行えるよう、国が責任を持って支援すること。
- 4 新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制を整備するため、都道府県が地域の実情に応じた感染症対策に必要な医師の確保を行えるよう、国において、都道府県域を超えた医療専門人材の派遣のための広域融通制度を創設すること。また、都道府県が医療圏域等を超えて医療専門人材の広域融通を図る制度を立ち上げることに對し、国が必要な支援を行うこと。

4 検疫条件の設定等による輸出環境の整備について

世界の食市場は、アジアを中心に拡大を続けており、2009年の340兆円から2020年の680兆円に倍増すると見込まれている。また、日EU・EPAやTPP11協定、日米貿易協定が立て続けに発効となり、日本を含む巨大な自由貿易圏が形成されるなど、グローバル化が急速に進んでいる。

国内の農林水産物・食品に関わる生産者の所得向上や生産拡大を図るためには、これらの国際的な動向を好機と捉え、日本の農林水産物・食品の価値や強みを生かせる市場を開拓することが不可欠である。

このような中、各自治体においては、地方創生や生産者の所得向上等を目指し、地域性を生かした輸出拡大対策に取り組んでおり、今後、農林水産物・食品の輸出を拡大していくためには、これらの取組を推進し、各自治体や事業者が、国や品目を問わず輸出開拓できるよう、輸出環境整備に積極的に取り組む必要がある。

しかし、現状では、動植物の検疫条件が設定されていないために農産物等の輸出ができない国・地域があるほか、原子力発電所事故に伴う輸入規制を継続している国・地域もある。

については、農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1. 動植物検疫に係る協議の実施

検疫条件を理由に輸出が行われていない国・地域や品目について、輸入解禁や条件緩和に向け、2国間協議を進めること。

特に、ベトナム、フィリピンをはじめとする東南アジア諸国やアメリカ合衆国と積極的に協議を行うこと。

2. 原子力発電所事故に伴う輸入規制の早期解除に向けた取組

農林水産物・食品に対し、科学的根拠が無く輸入規制を実施している国・地域について、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、その取組状況について、自治体に継続して情報提供を行うこと。

3. 地方の取組への支援

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた地方の取組について、継続的な支援を行うこと。

5 食品ロス対策について

食品ロスの削減については、SDGs（ターゲット 12.3）でも目標に掲げられ、その達成が国際的にも重要な課題となっている。

国内では、令和元年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、各地方自治体にも食品ロス対策の積極的な取組が求められている。

食品ロス削減の更なる推進には、地方自治体が食品ロスの実態を把握し、実効性のある取組を実施する必要がある。

また、生活困窮者等に食品を提供するフードバンクは、食品を有効活用する役割も期待されるが、活動自体から収益を得ることができないため、フードバンク活動の支援策が必要である。

については、各地方自治体の食品ロス対策がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 各地方自治体が食品ロス発生量を把握し、実効性のある取組を実施できるよう次のような仕組みや方法を構築すること。
 - (1) 全ての食品関連事業者が食品ロス発生量を国又は地方自治体に報告・公表する制度
 - (2) 国又は地方自治体が事業者に対し、指導・助言等を行う法的裏付け
 - (3) 世帯構成や地域別の食品ロス発生量の推計モデルの作成など、家庭系の食品ロスについての統一的な推計方法
- 2 生活困窮者等の支援が必要な人と食品提供者とをつなぐフードバンク活動への財政支援等、基盤強化に向けた支援制度を構築すること。

6 ASF、CSF対策の着実な推進について

ASFをはじめ近隣国で発生している家畜伝染病の国内侵入が引き続き懸念されている。

国は家畜伝染病予防法に基づき検疫による侵入防止対策を強化しているものの、中国やベトナムなど家畜伝染病発生国から訪日客が不正に持ち込んだソーセージ等からASFの遺伝子が相次いで検出されるなど、国内においてASFが発生するリスクが高い状況が続いている。

平成31年4月22日以降、国は畜産物の違法な持ち込みに対する対応を厳格化し、家畜防疫官等の増員や検疫探知犬の配置を進めているが、海外との定期便が運航されている空港30か所のうち、検疫探知犬が配置されているのは現在11か所（国際郵便局1か所）であり、客船が寄港する港には探知犬が配置されていない状況である。

このため、未配置の空港や海港についても家畜防疫官等及び検疫探知犬の配置を行うなど、ASF対策の着実な整備が必要である。

さらに、畜産物の不正な持ち込みによる摘発・逮捕は、外国人だけではなく日本人の事例もあることから、国内外に摘発事例の周知を図るとともに、罰則強化や罰則適用の更なる厳格化により抑止力を働かせることが必要である。

加えて、ASFはワクチンがなく非常に伝染力が強いことから、発生時の被害が甚大となる可能性が高く、有効なワクチンを早急に開発し、発生予防策を強化する必要がある。

また、農場に出入りする人・物品・車両の消毒の徹底により農場へのウイルス侵入若しくは感染拡大することがないように、家畜伝染病予防法の改正をふまえて、畜産関係業者だけでなく農場に出入りする全ての事業者徹底されることが必要である。

一方、CSFの感染拡大を受け、国は令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を改正し、ワクチン接種推奨地域に

において予防的ワクチン接種を可能とした。

ワクチン接種は家畜伝染病予防法に基づき都道府県の獣医師職員である家畜防疫員が行っており、受益者負担の原則から養豚農家から接種手数料を徴収している。

C S F の感染が急激に拡大した時期は過ぎたものの、当面の間は予防的ワクチン接種が不要となる見通しが立たず、ワクチン接種に係る経費は養豚経営の負担になっている。

このため、C S F ワクチンの予防的接種を実施する農家支援策の拡充が必要である。

については、A S F、C S F 対策の着実な推進のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 A S F の検疫体制の整備を着実に推進すること。

(1) A S F などの家畜伝染病発生国からの畜産物の不正な持ち込み防止対策を強化するため、訪日外国人の増加に対応した家畜防疫官等の増員及び検疫探知犬の頭数増加を図ること。

(2) 訪日外国人及び海外渡航者に対し、不正な持込みなどに対する罰則の強化と罰則適用の更なる厳格化を図ること。

(3) A S F の発生予防対策を強化するため、ワクチンの開発をさらに加速化させ、できるだけ早期に有効なワクチンを開発すること。

2 家畜伝染病予防法改正により、畜産関係のみならず農場に出入りする全ての人・物品・車両に対する消毒実施の責務が新設されたが、その実効性が確保されるよう全国域の関係事業者への周知など適切な措置を講じること。

3 CSFワクチン接種に係る農家負担を軽減するための財政的支援策を拡充すること。

7 CSFワクチン接種体制の見直しについて

CSFワクチン接種の実施については、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」が改正され、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）に基づく予防的ワクチン接種が認められたが、ワクチン接種を実施できるのは法に基づき知事が任命した当該都道府県の獣医師職員である「家畜防疫員」に限られている。

今後、現制度下で接種を継続していくためには、都道府県の家畜保健衛生所の獣医師などが中心となって、連日、接種に当たらざるを得ず、家畜の病気検査や農家指導などの通常業務に支障が生ずることが懸念される。

については、CSF対策を着実に推進するため、飼養豚数などの地域の実情に応じ、ワクチン接種が確実に実施されたことを都道府県が確認できるようにすることを条件に、家畜防疫員以外の獣医師も接種が実施できるようにすること。

8 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設について

平成 29 年台風第 21 号や平成 30 年台風第 12 号、令和元年台風第 19 号等の相次ぐ自然災害により、大型・小型定置網等の漁具や漁船、内水面の養殖施設等が被害を受けたが、現状、漁業では農業における「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」のような、個人・法人の漁業者それぞれが所有する生産施設等への支援事業はない。

また、内水面養殖業には、うなぎ養殖共済以外に自然災害等による飼育魚の死亡や逃亡に対応した補填制度がない。

中小・零細漁業者が、日々の操業に使用する漁具や漁船、養殖施設等（以下「主要な生産施設等」という。）は、個人等による所有が一般的なため、これらが被災した場合、その復旧が大きな負担となり、安定した漁業経営の継続に支障をきたしている。

また、自然災害等の被災による生産活動の長期停滞は、中小・零細漁業者にとって、即廃業の危機となり、漁業全体の生産量、生産額の大きな減少にもつながりかねないため、迅速な生産活動の再開を支援し、経営安定化と水産物の安定供給に道筋を作ることが必要である。

加えて、漁業者の被災による経営リスクを軽減することができれば、設備投資の促進や新規漁業者の参入が図られ、水産業全体の活性化も期待できる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

被災した漁業者が迅速に生産活動を再開できるよう、個人・法人の漁業者それぞれが所有する主要な生産施設等の復旧を支援する制度や内水面養殖業者に対する損失を補填する制度を創設すること。

9 子ども家庭福祉に関する専門職等の養成に取り組む自治体への財政支援について

児童虐待件数も年々増加傾向にある中、深刻化する子どもの虐待問題の対応に地方自治体は苦慮している。

このように深刻化する児童虐待に的確に対応するため、虐待の防止、早期発見及び早期対応等に関する専門的な知識、技術を有する職員の育成や、児童相談所、児童福祉施設等の体制を強化する必要がある。

また、子どもの虐待に対して適切な対応を講じていくためには、被虐待児のケア及び家庭支援の中核的役割を担う児童相談所等において、家庭福祉に特化した高い専門性のある人材の配置が求められている。

国においては、以下のとおり検討が進められている。

- ・令和元年9月 子ども家庭福祉の専門職養成等ワーキング設置
- ・令和2年4月 改正児童福祉法施行後、当該年度夏までに中間的整理
- ・令和2年12月までにワーキング議論の整理

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 専門職等養成の早期制度化

児童虐待への対応に当たっては、児童相談所など現場において、子ども家庭福祉に関し高度な専門知識を有した人材が必要であることから、子ども家庭福祉に関する専門性を有する職員の養成について、早期の制度化に取り組むこと。

2 高度人材を養成する教育機関の整備及び自治体の取り組みに対する財政措置

現行の大学等における社会福祉士の国家資格取得に必要な家庭福祉に関するカリキュラムは時間的にも少ないことから、家庭福祉を専門とする高度人材を養成するには、専門の機関が必要である。

このため、より高度な人材の育成について、国においては、教育機関の整備を自ら行うとともに、自治体による大学院設置等の取り組みに対し所要の財政措置を講じられたい。

10 地震・風水害対策等の推進について

昨年9月に関東地方を直撃した令和元年房総半島台風（台風第15号）では、暴風により発生した広域な停電が長期化するなど住民生活に大きな影響を与えた。

また、令和元年東日本台風（台風第19号）では、関東地方を中心に13都県で大雨特別警報が出され、記録的な大雨となり、複数の河川が氾濫するなど各地で甚大な被害が発生した。

東日本大震災後も我が国は様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進していくことが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を更に強力に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、3か年緊急対策後においても引き続き、財政上の支援措置を講ずるとともに、要件緩和や対象項目の追加などの制度拡充を図ること。さらに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制の強化を進めること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。

- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。

- (4) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の構築・継続、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。

- (5) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える教材等の提供や講師の確保等の支援を行うとともに、国による啓

発活動の推進を図ること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、地方公共団体が行う支障木の予防伐採に対する財政支援、無電柱化の推進、地方公共団体や事業者等における非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。

また、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を普及し、災害時も停電のないくらしを実現するため、太陽光発電・蓄電池システムの価格低減を促す取組や外部への電源供給が可能な自動車への補助金の拡充などを推進すること。

4 災害時における物流体制の充実・強化

発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。

5 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に係る制度上の整備を講じること。

- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象を半壊まで拡大するとともに、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 豪雨の激化や台風の大型化に対して、地方公共団体が実施

する河川、下水道、海岸、砂防及び治山など総合的な風水害対策を推進するため、施設整備・改築及び荒廃森林の整備などのハード対策や、ハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、土砂災害と洪水氾濫、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生の恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。
- (4) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。

9 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。
- (2) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。

- (3) 避難計画の策定にあたっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。
- (4) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。
- また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。
- (5) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。
- また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。
- (6) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、火山噴火対策に関する法制度の充実を図ること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施している事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、

その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、U P Z外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避については、住民が安心して退避できるよう、その重要性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、長期に亘る場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等の

インフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、P A Z の内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

11 令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風等からの復旧・復興に向けた支援等について

令和元年9月に関東地方を直撃した令和元年房総半島台風は、暴風による住宅の損壊や大規模停電など住民生活に大きな支障をもたらした。

また、10月12日から13日にかけて、強い勢力を維持して上陸した令和元年東日本台風は、各地で観測史上最多の降水量となるなど、東日本全体に甚大な被害をもたらした。さらに、10月25日からの大雨も加わったことで、被害はさらに拡大した。

政府は、地方からの要望も踏まえて、「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」を11月7日に閣議決定し、広範な対策を講じているが、被災地は一連の災害で大きな被害を受けており、復旧・復興に向けては息の長い取組が必要となってくる。

また、これらの災害の課題や教訓をもとに、次なる災害への備えを進めていかなければならない。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 国による河川の一元管理

- (1) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる「中抜け区間」等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理を行うこと。
- (2) 既存ダムを活用による洪水被害の軽減を図るための検討を推進するとともに、大規模な洪水に備えた緊急時における流域全体での洪水調整を国が実施すること。

2 被災者への支援

- (1) 総務省の勧告などを踏まえ、災害救助法における応急修理

制度や被災者生活再建支援制度など、被災者の住まいの確保策のあり方について、隙間のない制度となるよう、引き続き検討すること。

- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営、資器材の購入等の基盤整備費用、並びに運営に従事した応援職員に係る経費について、災害救助費の対象とすること。
- (3) 被災者の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医、弁護士等の専門家によるワンストップ相談（総合相談会）の実施に必要な財政支援を行うこと。

3 事業者への支援

(1) 中小企業者等への事業再建支援

- ① 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業等グループ補助金)等、被災事業者の復旧・復興に向けた支援制度について、事業者の被災状況に応じて、復旧・復興が完了するまで継続して財政支援すること。
- ② 被災した小規模事業者等の災害復旧支援のために、商工会・商工会議所等において臨時的に増嵩する経費に対する国庫補助制度を創設すること。

(2) 観光関連産業への支援

令和元年東日本台風等に加え、例年にない雪不足や新型コロナウイルスの影響で、観光関連産業は全国的に打撃を受けており、経営が危機的な状況にあることから、これらの複合的な被害を受けている地域については、感染が一定程度収束した段階で、一層手厚い観光振興対策を行うこと。

12 道路網の整備促進等について

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等の整備は、地方創生や国土の強靱化を実現するとともに、国土の均衡ある発展を図る根幹となるものである。また、都市圏などの環状道路やバイパス等の整備は、都市機能を回復し、生産性の向上による地域経済の好循環をもたらすストック効果が期待できるため、強力に整備促進を図ることが必要である。

東北及び関東地方に多大な被害を及ぼした東日本大震災では、高規格幹線道路等は緊急輸送道路として、救援活動や援助物資の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識された。

そのような中、令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、重要インフラ等の緊急に実施すべきハード・ソフト対策を集中的に進めているところであるが、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風など、近年の気候変動の影響により、頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策としては、十分とはいえないことから、「3か年緊急対策」以降も別枠の予算による継続した国の支援と対象事業の拡大が不可欠である。また、今後発生する可能性が高い巨大地震等の大規模自然災害から、関東地方の安全・安心を確保していくためにも、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき道路の着実な整備とともに、高規格幹線道路等のストック効果を高めるアクセス道路など、地方が行う必要な道路整備への更なる財政措置を講じられたい。

さらに、大雪などによる大規模自然災害時において高規格幹線道路等は、地域の耐災性を高め、代替輸送ルートともなることから、整備を促進し、道路ネットワーク機能を確保していく必要がある。

また、我が国の道路施設は高度成長期に集中的に建設された経緯から、急速に高齢化が進んでおり、老朽化対策の推進が急務となっている。

これらを踏まえ、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

1 各道路の整備促進等

(1) 東北縦貫自動車道の機能強化及び宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の策定

東北縦貫自動車道は、首都圏と東北地方を結ぶ広域連携軸として極めて重要な幹線道路である。

については、交通渋滞を解消し、速達性・定時性を確保するため、上河内 S A 付近や矢板北 P A 付近、栃木 I C 付近などの渋滞が頻発している箇所について、付加車線の設置等、早期に対策の具体化を図ること。

また、宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の早期策定を図ること。

(2) 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路は、都心から約 15 キロメートル圏を環状に結ぶ総延長約 85 キロメートルの道路であり、都心に集中する放射状の高速道路や一般国道等と連結し、首都圏の自動車交通の円滑な分散導入を図る重要な役割を担うものであり、また、切迫する首都直下地震などにおいて、日本の東西交通の分断を防ぎ、災害時に対応したリダンダンシーが確保されるよう首都機能を堅持するほか、救援、復旧活動に大きな役割を果たすなど、国民の生命や財産を守る重要な機能を有することから、一刻も早く完成させる必要がある。

京葉道路との接続部である京葉 J C T については、京葉道路千葉方向と外環道高谷 J C T 方向とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。

関越自動車道（練馬区）から東名高速道路（世田谷区）間の約 16 キロメートルについては、大深度地下における高度な技

術力を要する工事であることから、安全を最優先に整備を進め、早期に開通すること。

東名高速道路から湾岸道路間については、東京外かく環状道路の最後の区間であるが、ルート等は未定の状況である。現在、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、川崎縦貫道路の計画も視野に入れながら、検討が進められているが、環状道路としての機能を十分発揮させるため、全区間の計画を早期に具体化すること。

（３） 首都圏中央連絡自動車道の整備促進

首都圏中央連絡自動車道は、都心からおよそ半径 40～60 キロメートルの位置に延長約 300 キロメートルの高規格幹線道路として計画され、首都圏の中核都市間の連携を強化し、交流を促進することから強化による観光振興や、広域的な移動性の大幅な向上による物流の効率化など、地域発展の基盤として重要な役割を果たすものである。

今後、切迫性が高まっている首都直下地震の発生など、首都圏における災害時には、緊急輸送道路として災害救助活動や緊急物資の輸送等に極めて大きな役割を果たすことから、環状道路を早期に開通させるとともに、暫定 2 車線区間の早期 4 車線化を図ることが不可欠である。

については、環状道路としての機能を最大限発揮させるため、供用済みの首都圏中央連絡自動車道の西側区間と東京湾岸部をつなぐ高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備を図ること。

大栄 J C T から松尾横芝 I C 間については、成田国際空港と羽田空港を結ぶ新たなルートを形成する極めて重要な道路であるため、令和 6 年度の供用に向け、確実に事業を進めること。

さらに、久喜白岡 J C T から木更津東 I C 間の暫定 2 車線区間については、対面交通の安全性や走行性、大規模自然災害時等の対応に課題があり、安全で円滑な交通の確保や生産性の向上を図るためにも、4 車線化が必須である。

令和 6 年度までの全線 4 車線化の供用見込みが示された久喜白岡 J C T から大栄 J C T 間について、一日も早く 4 車線化するとともに、残る区間についても早期 4 車線化を図ること。また、圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与するかずさ I C（仮）の早期整備を図ること。

（４） 新東名高速道路の早期全線開通及び 6 車線化の早期実現

新東名高速道路は、我が国の社会経済活動の根幹を担う新たな大動脈としての機能を有するとともに、地震等の大規模自然災害時には代替路及び緊急輸送道路としての役割を果たす極めて重要な道路である。

御殿場 J C T から西側の区間は、平成 28 年までに全て供用され、東名高速道路とダブルネットワークを形成することにより、渋滞の緩和や経済活動の活性化などのストック効果が発揮されている。こうした効果を更に広め、高めていくためには、残る区間の整備促進が不可欠である。

令和 2 年 3 月までに、海老名南 J C T から伊勢原大山 I C 間が開通しているが、引き続き、残る伊勢原大山 I C から御殿場 J C T 間の一日も早い開通を図ること。また、海老名南 J C T 以東の区間について、計画の具体化を図ること。

さらに、一層の物流の効率化を図るため、全線 6 車線での供用が必要であり、平成 31 年 4 月に工事着手した御殿場 J C T から浜松いなさ J C T 間の 6 車線化について、一日も早く完成させるとともに、海老名南 J C T から御殿場 J C T 間について、6 車線化の早期実現を図るため、調査を促進させること。

(5) 中部横断自動車道の整備促進

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において太平洋側と日本海側とを直結するとともに、北関東3県及び甲信静3県を結ぶ「関東大環状ネットワーク」を支える高速道路網の一部を形成し、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な道路である。

令和元年11月に、富沢ICから南部ICの区間が開通したところであるが、令和2年内に供用が予定されている静岡・山梨間の一日も早い全線開通を達成すること。また、全線開通に向け、唯一の未事業化区間である長坂JCT(仮)から八千穂高原IC間の早期事業化を図ること。

さらに、高速道路における安全・安心基本計画において暫定2車線区間の4車線化優先整備区間に選定された双葉JCTから白根ICの早期整備を図ること。

(6) 三遠南信自動車道の整備促進

三遠南信自動車道は、東三河(愛知県)、遠州(静岡県)、南信州(長野県)の各地域を相互に結ぶことにより、この地域が取り組む航空宇宙産業の振興など、新しい地域構造の構築に寄与する重要な道路である。

については、飯喬道路、青崩峠道路、水窪佐久間道路及び三遠道路の整備を推進し、早期完成を図ること。

さらに、同自動車道と一体として機能する一般道路の整備を早期に推進するため、必要な財政措置を講じること。

(7) 伊豆縦貫自動車道等の整備促進

伊豆縦貫自動車道は、東名高速道路及び新東名高速道路と直結し、伊豆地域に高速交通サービスを提供することにより、

渋滞緩和や地域の活性化をはじめ、東海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における緊急輸送道路の役割を担うなど、防災、住民の安全・安心に不可欠な道路である。

については、河津下田道路の整備を推進し、早期完成を図るとともに、月ヶ瀬 I C から河津 I C (仮) 間 (天城峠を越える区間) の早期事業化を図ること。さらに、伊豆縦貫自動車道と一体的な道路ネットワークを構成する東駿河湾環状道路の沼津岡宮 I C から愛鷹 I C (仮) 間について、事業を推進するとともに、早期全線開通に向け、愛鷹 I C (仮) 以西の区間についても、新規事業化を図ること。

(8) 核都市広域幹線道路の計画の促進

核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市の育成整備を図り、業務核都市相互を連絡する重要な広域幹線道路であるので、早期事業化に向けて、調査・計画を促進し具体化を図ること。

(9) 中央自動車道の機能強化の促進

中央自動車道は、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として機能しており、上野原 I C から大月 J C T 間については、6 車線化が完了している。

しかし、高井戸 I C から上野原 I C 間においては、慢性的な渋滞が発生しており、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会においては、小仏トンネル付近や調布付近などが「主要渋滞箇所」に特定されている。これまで、中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、車線運用の見直しや付加車線の設置による交通容量拡大など、対策の具体的な案が示され、事業化されたところである。

そのため、上り線の小仏トンネル付近及び下り線の相模湖

付近について、付加車線設置による渋滞対策が行われているところであるが、これらの渋滞対策事業を早期に完成させるとともに、更なる渋滞解消のための検討を進めること。

調布付近については、これまでに調布 I C から三鷹バス停手前までの間で付加車線が設置され、その効果が確認されたところであるが、車線数が減少する三鷹バス停付近を先頭に速度が低下していることから、三鷹バス停付近（上り線）の渋滞対策を速やかに実施すること。

また、中央自動車道と東名高速道路を結ぶ東富士五湖道路の須走 I C 以東の整備（国道 138 号須走道路・御殿場バイパス）は、産業・経済や観光振興及び防災などに大きな効果が見込まれる極めて重要な事業である。

については、新東名高速道路の御殿場 I C の令和 2 年度供用と合わせ、国道 138 号の須走道路、御殿場バイパスが開通されるよう特段の措置を講じること。

(10) 東関東自動車道の整備促進

東関東自動車道水戸線は、鹿島港や茨城港、さらには成田国際空港や、茨城空港などの交流拠点を結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成することはもとより、首都圏域での災害時におけるリダンダンシーの確保と、第三次救急施設への短時間搬送可能区域の大幅拡大などに欠かすことのできない重要な幹線道路である。

については、平成 30 年 2 月に開通した鉾田 I C から茨城空港北 I C 間に引き続き、国・東日本高速道路株式会社において事業が進められている潮来 I C から鉾田 I C 間についても、十分な予算を確保するとともに、用地を早急に取得し、1 日も早い全線開通を図ること。

また、東関東自動車道館山線は、東京湾アクアラインや首都

圏中央連絡自動車道などと一体となって、南房総地域と首都圏各地域との観光、産業や文化などのさまざまな交流・連携を強化し、地域の活性化に大きく寄与するとともに、災害時における緊急輸送道路としても欠くことのできない重要な道路である。

については、令和2年3月に4車線化が完成した富津中央ICから富津竹岡IC間に引き続き、接続する富津館山道路についても早期に4車線化の整備を図ること。

また、東関東自動車道と接続する京葉道路は、我が国の玄関口である成田国際空港と東京都心をつなぐ重要な幹線道路であり、その渋滞対策については、車線運用の見直しによる対策工事を早期に完成させるとともに、貝塚トンネル付近の車線追加による抜本的な対策について、調査・設計を進め、工事に着手すること。

(11) 中部縦貫自動車道の整備促進

中部縦貫自動車道は、長野県松本市から岐阜県の飛騨地域を経由して福井県福井市に至る道路であり、関東、中部、北陸地方の広域的、一体的な発展に大きく寄与する重要な道路である。また、沿線には世界文化遺産「白川郷合掌造り集落」や特別名勝特別天然記念物「上高地」、国宝「松本城天守」などが散在し、これらをつなぐ広域観光ルートの形成に期待が大きい。については、「整備計画区間」である松本波田道路の整備を促進し、早期開通を図ること。

また、「基本計画区間」である松本市波田から松本市中ノ湯間については、早期事業化に向けて、調査・計画を促進し具体化を図ること。

(12) 新大宮上尾道路の整備促進

新大宮上尾道路は、関越自動車道と東北自動車道の間位置し、首都高速道路と首都圏中央連絡自動車道を結ぶ、首都圏高速道路ネットワークにおいて欠かすことのできない路線であるとともに、慢性的に渋滞が発生している国道 17 号の混雑緩和に寄与する重要な道路である。

また、災害時において、広域防災拠点に位置付けられているさいたま新都心の機能を最大限発揮させるためにも、本路線の早期整備が必要である。

については、現在事業中の与野 J C T から上尾南出入口間の整備を推進するとともに、未事業化区間である上尾南出入口から桶川北本 I C 間についても早期事業化を図ること。

(13) 北千葉道路の整備促進

北千葉道路は、首都圏北部と千葉ニュータウン、成田国際空港を結び、国際競争力の強化、周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、災害時における都心との緊急輸送の確保等に寄与する重要な道路である。

については、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結ぶ国道 464 号北千葉道路全線の直轄編入を図ること。

さらに、市川市から船橋市間は、令和 2 年度中に都市計画や環境アセスメントの手続きが完了するよう進めているところである。については、同区間は専用部と一般部の併設構造であり、専用部は直轄事業と有料事業の合併施行の計画として、令和 3 年度の新規事業化を図ること。

成田市内の事業中区間のうち、国で事業を進めている区間については、引き続き 4 車線での整備を図ること。また、県で事業を進めている区間については、早期開通に向け一層の財政支援を行うこと。

(14) 栃木西部・会津南道路の整備促進

栃木西部・会津南道路は、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり、関東と東北の広域的な連携の促進はもとより、沿線地域の経済発展、観光振興を支える重要な道路である。

また、東日本大震災の際には、東北自動車道や国道4号の代替機能を果たしており、緊急時における代替路の確保の観点からも、早急な整備が必要である。

については、異常気象時通行規制区間を解消し、交通の利便性・安全性を確保するため、令和元年度に新規事業化となった国道121号日光川治防災の整備を推進すること。

将来的には、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり東北自動車道や国道4号の代替機能を果たす重要な道路であることから、直轄指定区間への編入を図ること。

(15) 国道17号上武道路の全線4車線化の促進

国道17号は、東京都と新潟県を結び、広域的な都市間連絡道路として、関越自動車道の機能を補完し、地域間の流通促進、沿線地域の経済活動の発展に欠かせない重要な幹線道路である。

このうち上武道路は、埼玉県熊谷市から群馬県渋川市を結ぶ地域高規格道路「熊谷渋川連絡道路」の一部をなしており、平成28年度に全線が開通したところである。

全線開通に伴い、交通量は3割増加し、企業立地、物流、観光等が活性化する一方で、新上武大橋を含む約19キロメートルの暫定2車線区間では、朝・夕のピーク時を中心に旅行速度が大きく落ち込み、渋滞による物流等の停滞を招いている。

については、広域的な都市間連絡道路である上武道路の整備効果を十分に発揮させるため、引き続き全線4車線化の整備を促進し機能強化を図ること。

(16) 横浜新道等の機能強化の促進

横浜新道、第三京浜、国道1号は、首都圏における重要な幹線道路であるが、本線や周辺道路で渋滞が発生し、その機能が十分に発揮されていないことから、沿線地域の社会経済活動に大きな影響を与えており、渋滞対策を早期に実施していく必要がある。

平成28年の神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループでは、付加車線や出入口の設置など、対策の方向性が示され、一部の工事や設計等の取組みが進められている。

引き続き、円滑な交通の確保に向けた対策を早期に講じること。

(17) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の事業促進

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は、慢性的な混雑状況となっている国道246号の交通混雑の渋滞緩和を図るとともに、東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道、新東名高速道路と一体となって交通ネットワークを強化し、地域の活性化に寄与する重要な道路である。現在一部区間で用地取得や工事が実施されているが、交通利便性の向上のため、有料道路事業の積極的な活用等により、事業中区間の早期整備及び未事業化区間の早期事業化を図ること。

(18) 東埼玉道路の整備促進

東埼玉道路は、埼玉県八潮市（外環道）を起点に埼玉県春日部市（国道16号）に至り、東北自動車道や常磐自動車道を補完するとともに、国道4号の交通混雑の緩和や沿線の開発事業を支援する道路である。

東埼玉道路は自動車専用部（地域高規格道路）と一般部（国道4号）が併設する構造となっている。

については、令和2年度に新規事業化された八潮から松伏までの自動車専用部及び事業中の一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（松伏～国道16号）の早期事業化、更に圏央道までの地域高規格道路候補路線の計画を早期に具体化すること。

(19) 第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークの計画促進

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生しており、この解消に取り組むことが重要である。

特に、千葉県湾岸地域においては、市街地周辺において依然として慢性的な交通渋滞が発生しており、また今後も港湾機能の強化などに伴う交通需要の増大が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを充分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性向上、湾岸地域の更なる活性化のため、必要な規格の高い道路として、多車線の自動車専用道路の計画の具体化が必要である。

については、早期に整備効果を発揮できるよう、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、速やかに計画段階評価に着手し、早期に計画の具体化を図ること。

加えて、東京湾岸地域では都県間を往来する広域的な交通が集中していることから、首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線について都内を含めて検討を進め、計画を具体化すること。

(20) 千葉柏道路の計画促進

国道16号の千葉県東葛飾地域から千葉市内の区間において、沿線に多くの工業団地や大型物流施設、商業施設が立地し、大型車混入率も高く広範囲にわたり渋滞が発生している。

千葉柏道路は、千葉県北西部における広域的な道路ネットワークを構築し、国道16号などの交通の円滑化とともに県内外との交流・連携を強化し、地域の活性化、生産性の向上を図る上で重要であることから、計画の早期具体化を図ること。

2 高速道路網の有効活用

(1) スマートインターチェンジの整備促進

スマートインターチェンジは、既存のインターチェンジを補完し、高速道路の利用促進や一般道路の渋滞緩和に寄与するとともに、地域振興や観光地等の活性化に資する極めて有効なインターチェンジである。

については、事業化されたスマートインターチェンジの整備促進及び準備段階調査箇所の早期事業化を図るとともに、計画中のスマートインターチェンジについても、設置要件の柔軟な運用及び準備段階調査の箇所選定要件の明確化と速やかな箇所選定が図られるよう地方公共団体が進める取組を強力に支援すること。また、地方公共団体が整備するアクセス道路への十分な財政支援を図ること。

(2) ETCの更なる普及促進

全国の高速度道路のETC利用率は9割を超えており、高速度道路が完全ETC化されると、将来的な本線料金所の撤廃や料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることが期待される。

については、ETC利用率100%に向け、ETCの普及促進

とともに、スマート I C および首都高速道路における E T C 専用入口の整備推進を図ること。また、キャッシュレス社会を見据え、現金車への対応策として、法制上・運用上の課題解決を図るとともに、様々な I C T 技術の活用について検討を進めるなど、積極的に取り組むこと。

(3) 利用しやすく社会経済活動の効率を高める高速道路料金体系の実現

首都圏三環状道路が整備されることにより、首都圏の高速道路がネットワークとしての機能を発揮し、道路利用者の利便性向上や経済活動の効率化・活性化など、多方面での効果が期待できる。

さらに、都心部の渋滞緩和及び排出ガス総量の抑制、大型車の利用促進などの環状道路の効果を発揮させ、首都圏全体が目指すべき将来像の実現につなげていく必要がある。

平成 28 年 4 月から導入された新たな料金体系では、対距離制を基本とした料金体系の整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現が図られるとともに、利用者の急激な負担増への配慮として、激変緩和措置も講じられたところである。

今後は、新たな料金体系が交通等に与える影響を検証した上で、物流の効率化の観点も含め、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向け引き続き改善を継続するとともに、利用者の負担増に配慮すること。

また、ビッグデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。

(4) サービスエリア等の新設・拡充及び防災機能強化の促進

首都圏三環状道路の整備進展に伴い、圏央道沿線には多くの物流拠点や工場等の立地が進んでおり、大型車両の増加など首都圏の高速道路網の利用形態は大きく変化している。

については、ドライバーの負担軽減のため、新たな休憩施設の設置を検討するとともに、既存のサービスエリア及びパーキングエリアに大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。

また、高速道路のサービスエリア等は、東日本大震災の際に、自衛隊や消防の中継基地、避難住民の輸送基地として活用されるなど、貴重な防災拠点として機能した。

平成26年3月、常磐自動車道の守谷サービスエリア（上り線）が、ヘリポートなど防災拠点機能を備えた商業施設として改修された。

首都直下地震などの大規模災害に備えて、国においても、ヘリコプターの活用等も念頭に、サービスエリア等における防災機能強化の促進に向け、取り組むこと。

(5) 高速道路での逆走事故対策の推進

高速道路での逆走の発生に対しては、国や高速道路会社等において対策を進めているところであるが、高齢化の進展や、認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、今後も、逆走事故の撲滅を目指し、取り組みを推進すること。

3 高速道路等の老朽化対策

開通から50年以上が経過した首都高速道路をはじめとする高速道路は、老朽化が進んでいる。

老朽化対策は高速道路ネットワーク機能を維持していく上での根幹にかかわるものであり、関係自治体の意見を尊重した上で、国

が責任をもって取り組むこと。また、地方管理道路についても、トンネルや橋梁等、不具合が生じれば重大な事故に直結する施設から、舗装といった日常の生活に密接に関連するものまで、老朽化に備え必要な修繕を行えるよう、財政的、技術的な支援について一層の強化を図ること。

4 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

重要物流道路及びその代替・補完路は、供用中の道路についての指定が行われたところであるが、事業中・計画中を含めた今後の指定にあたっては、地方の意見を十分に反映するとともに、これらに該当する地方管理道路において、機能強化及び整備推進のため、必要な財源の確保などの支援を行うこと。